

【神奈川県】

端末整備・更新計画

	令和6年度	令和7年度	令和8年度	令和9年度	令和10年度
① 児童生徒数	3,469	3,595	3,727	3,866	4,012
② 予備機を含む 整備上限台数	3,989	3,659	2,021	1,338	893
③ 整備台数 (予備機除く)	448	1,550	746	533	735
④ ③のうち 基金事業によるもの	448	1,550	746	533	735
⑤ 累積更新率	11.2%	49.8%	68.4%	81.7%	100%
⑥ 予備機整備台数	27	240	96	80	110
⑦ ⑥のうち 基金事業によるもの	27	240	96	80	110
⑧ 予備機整備率	6.0%	15%	13%	15%	15%

※①～⑧は未到来年度等にあつては推定値を記入する

(端末の整備・更新計画の考え方)

・中等教育学校の前期課程においては、令和2年度に2学年分、令和3年度に1学年分の端末を整備し、整備後5年を経過した段階で更新。

新規端末は、令和7年度から令和8年の2か年にかけて整備更新予定。

・特別支援学校においては、令和元年度～令和5年度整備端末を整備後5年経過した段階で更新。

新規端末は、最近の生徒数増を鑑み、5%増で推移すると推定し整備予定。

(更新対象端末のリユース、リサイクル、処分について)

○対象台数：3,472台

○処分方法

・使用済端末を公共施設や福祉施設など地域で再利用 : 台

・小型家電リサイクル法の認定事業者[※]に再使用・再資源化を委託 : 3,472台

・資源有効利用促進法の製造事業者[※]に再使用・再資源化を委託 : 台

○端末のデータの消去方法 ※いずれかに○を付ける。

○自治体の職員が行う(特別支援学校)

○処分事業者へ委託する(中等教育学校前期課程)

○スケジュール(予定)

・特別支援学校

令和6年12月 新規購入端末の使用開始

令和7年5月 処分事業者を選定し、使用済端末の事業者への引き渡し

・中等教育学校前期課程

令和10年5月 処分事業者を選定

令和11年9月 新規購入端末の使用開始

令和11年10月 使用済端末の事業者への引き渡し

○その他特記事項

(「⑤ 累積更新率」が令和10年度までに100%に達しない場合は、その理由